

加賀市 農業委員会 だより

No.8

2021.11 発行

加賀市農業委員会
〒922-8622
加賀市大聖寺南町二 41
加賀市市役所別館 4 階
TEL 0761(72)7915
FAX 0761(72)7991



記事

- 農地の利用状況調査 令和3年度 農地パトロール を実施します
- 標準小作料制度廃止に伴う賃借料情報
- 令和4年から農業者年金がさらに便利になります

表紙

農地パトロールの様子（左から、田端農業委員、大家職務代理、前川農地利用最適化推進委員、加納農業委員）

地図をもとに、加賀市内の農地の状況を確認します。

特集

農地の利用状況調査

令和3年度 農地パトロール
を実施します

農業委員会には次の4つの業務があります。

- ① 農地の確保と有効利用
 - 農地法等の許可
 - 基盤法・集積計画決定
 - 農地の利用状況調査
 - 遊休農地対策など
- ② 農地等の利用の最適化
 - 担い手への農地利用の集積・集約化
 - 遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など
 - 農地所有者の意識調査や、「人・農地プラン」等への地域の話し合いに参加
- ③ 農業の担い手の育成・確保
 - 農業経営の合理化の推進
 - 調査・情報提供活動など
- ④ 農業者の代表として地域の課題解決への取り組み
 - 農業者の声をくみ上げ関係行政機関等へ要望の提出

今年の農地パトロールの様子



今回取り上げる「農地パトロール」はこの「①農地の確保と有効利用」の中の「農地の利用状況調査」にあたります。農地パトロールは、「地域の農地利用の確認」、「遊休農地の実態把握と発生防止・解消」、「農地の違反転用発生防止・早期発見」

を目的に、年1回、農業委員ら27人が市内を区域ごとに割り当てられた担当者が歩き回り、目視で確認した事を、紙の地図に書き込み、事務局に提出しています。

「遊休農地」とは、農地法で定められた用語で、「かつて農地だったが現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性も低い土地」と、「農地ではあるけれど周辺の農地と比較した時に利用の程度が著しく低い土地」の両方を指します。

このほか、「耕作者が不在又は不在となるおそれがある農地」ではないか、「再生利用が困難な農地」ではないかといった視点でも調査を行います。

農地パトロール実施にあたり、令和3年度からの遊休農地に関する措置が幾つか変更されたこともあり、9月の定例総会で石川県農業会議の得田次長を講師に招き、説明会を開催しました。

各委員は、次長や農業委員会事務局からパトロールの体制や手法の指導を受けました。(体制については次頁参照)



農地パトロール・地区と担当者

No.	農地利用最適化推進委員		農業委員			
	担当区域	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	南郷	山崎 強	三谷	中村 義隆	大聖寺	田端 かず子
2	作見	紺谷 裕次	作見	荒谷 裕一		
3	庄	平田 正久	庄	西栄 慧一		
4	山中温泉、河南、別所、西谷	水上 達也	山中	幸前 敏夫		
5	分校、動橋	北村 時浩	動橋	平野 徹		
6	大聖寺	東 英治	大聖寺	中野 昭廣	大聖寺	加納 文子
7	橋立	能登 実	橋立	新保 嘉康		
8	三谷、三木、塩屋	永田 素生	三谷	中村 義隆	三木	池端 幸雄
9	山代、勅使	北七 隆志	東谷口	大家 法師		
10	東谷口、東谷	前川 政宏				
11	片山津	山崎 誠	片山津	中出 基久夫		
12	金明	川江 嘉康	野田	中池 徹生		
13	湖北	伊藤 肇	柴山	嶋崎 浩明		

今回、現地での状況を取材するために10月4日に南郷エリアを山崎農地利用最適化推進委員案内のもと、中村会長、田端委員、そして翌週の12日に東谷口及び東谷エリアを前川農地利用最適化推進委員案内のもと、大家職務代理、田端委員、加納委員と、農地パトロールに同行しました。

印象としては、やはりと言うべきか、南郷エリアの平坦部に比べ、東谷エリアの山間地では、農地に戻すにはかなりの労力がかかりそうな、農地が散見されました。

例えば、そのような遊休農地では、雑草や灌木が繁茂し、地図では、地境すらもはっきりしません。



農地パトロールの今後

現在、農地パトロールする為に多くの労力をかけているのが実情です。

今後、衛星写真とAIを駆使し、耕作放棄地を判定・検出する仕組みや、GPSや電子地図を使っている該当農地の確定など省力化が進むと思われます。

また、遊休農地の検出だけでなく、農地の植生や土壌の指標、気象の指標に基づいた区画ごとの最適な営農情報の提供がインターネット経由で行え、収量増加や品質向上等を図ることができるようになります。

利用意向調査

現地調査の結果、「遊休農地」または「遊休化の恐れがある農地」の所有者に「利用意向調査」を行う予定です。

パトロールに際しては、農地に立ち入ることもありません。

また、回答が得られない土地所有者等に対しては、農業委員や農地利用最適化推進委員が訪問して聞き取りを行いますのでご協力をお願いします。

令和3年 賃借料情報

標準小作料が廃止されたことから、農業委員会が賃借料情報の提供を毎年行っています。

令和3年についても、管内の賃貸借契約の料金を参考にとりまとめました。

「シシカ」の米価は、近年の傾向として、平成29年度をピークに減少傾向にあり、令和3年度は、一万六百元と昨年より二千三百円の減額となり、それに伴い賃借料は平坦地・中山間地とも昨年度より千円の減額となりました。

賃借料情報（令和3年）

農地 区分	賃借料価格（円/10a） 平坦・中山間地区とも圃場整備完了地区		
	平均	最高	最低
平坦地	9,500	20,000	5,000
中山間地	8,000	14,000	4,000



令和4年から農業者年金が さらに便利になります

ポイント1（令和4年1月から）

若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます（35歳未満の方は、月額 1万円から加入できます）

ポイント2（令和4年4月から）

農業者年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満
特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）

ポイント3（令和4年5月から）

農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます（60歳以上65歳未満の方も加入できます）

従来の税制上のメリットもあります。

詳しくは 農業者年金基金 ホームページをご覧ください。

<https://www.nounen.go.jp>



全国農業新聞

全国農業新聞の購読をしませんか
 【申込先】 加賀市農業委員会
 （72）7915
 【購読料】 月700円
 【発行日】 毎週金曜日

編集後記

農地パトロールの対象となる「遊休農地」のほか、以前は農地だったものの現在は耕作が行われていない土地のことを、「耕作放棄地」「荒廃農地」などと呼びますが、それぞれ言葉の定義は異なります。いずれにしても、少しでも無くなるよう、努めてまいります。（了）

荒廃農地	耕作放棄地	遊休農地
農林水産省の統計区分の用語で、土地の荒廃が進んで客観的にも耕作が不可能な土地	農林水産省が5年に1度、実施する統計調査（農業センサス）で定義されている用語。 所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び耕作者が作付けする考えのないもの。	農地法で定義されている用語。